

第5 労働組合の資格審査

《要 約》

- 労働組合は、労働者が自主的に組織し、民主的に運営するものです。したがって、労働組合を結成しても、どこにも届け出る必要がないのが原則です。
- しかしながら、不当労働行為の救済を受けようとする場合や、法人登記をしようとする場合などには、労働委員会の審査を受け、労働組合法の規定に適合する旨の証明を受ける必要があります。
- 労働組合法の規定に適合するか否かを労働委員会が審査し、その適合性を判定することを「資格審査」といいます。
- 資格審査は、自主的な労働組合といえるかどうか、民主的な労働組合に必要な規約を備えているかどうかの2点について実施されます。

1 資格審査の対象

次の場合には、労働組合法で定められた要件を備えた労働組合か否か、労働委員会で審査することになっています。

- (1) **労働組合が、不当労働行為の救済を申し立てる場合**
- (2) **労働組合が、法人登記をするために資格証明書の交付を受けようとする場合**
- (3) 労働組合が、労働委員会の労働者委員の候補者を推薦する場合
- (4) 労働組合が、職業安定法で定められた労働者供給事業の許可申請を行う場合
- (5) 労働組合が、労働協約の地域的拡張適用を申し立てる場合

2 資格審査の要件

- (1) **自主的な労働組合であること。**

① 労働者が主体となって自主的に組織され、労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的とする団体又はその連合団体でなければなりません。

- ② 次の事項に該当しないことが必要です。

A 役員、人事問題について直接決定権を有する者及び労働関係の機密に接する監督的地位にある者など、使用者の利益を代表する者の参加を許すもの

- B 使用者から労働組合の自主性を損なう経理上の援助をうけるもの
(厚生資金等の寄付及び最小限の広さの事務所の供与等を除く。)
- C 共済事業その他福利事業のみを目的とするもの
- D 主として政治運動又は社会運動を目的とするもの

(2) 労働組合規約が民主的な運営に必要な内容を備えていること。

- 規約の中には、次の事項が規定されていることが必要です。
- ① 労働組合の名称
 - ② 労働組合の主たる事務所の所在地
 - ③ 組合員の均等の取扱い
連合団体である労働組合以外の労働組合（以下「**単位労働組合**」といいます。）の組合員は、その労働組合のすべての問題に参与する権利及び均等の取扱いを受ける権利を有すること。
 - ④ 組合員資格
何人も、いかなる場合においても、人種、宗教、性別、門地又は身分によって組合員たる資格を奪われないこと。
 - ⑤ 役員の選挙
 - A 単位労働組合の役員は、組合員の直接無記名投票により選挙されること。
 - B 連合体である労働組合又は全国的規模をもつ労働組合の役員は、単位労働組合の組合員又はその組合員の直接無記名投票により選挙された代議員の直接無記名投票により選挙されること。
 - ⑥ 総会の開催
総会は、少なくとも毎年1回開催すること。
 - ⑦ 会計報告
すべての財源及び使途、主要な寄附者の氏名並びに現在の経理状況を示す会計報告は、組合員によって委嘱された職業的に資格がある会計監査人による正確であることの証明書とともに、少なくとも毎年1回組合員に公表されること。
 - ⑧ 同盟罷業（ストライキ）
同盟罷業は、組合員又は組合員の直接無記名投票により選挙された代議員の直接無記名投票の過半数による決定を経なければ開始しないこと。

⑨ 規約の改正

- 単位労働組合にあっては、その規約は、組合員の直接無記名投票による**全組合員の過半数**の支持を得なければ改正しないこと。
- 連合体である労働組合又は全国的規模をもつ労働組合にあっては、その規約は、単位労働組合の組合員の直接無記名投票による**全組合員の過半数**の支持、又は単位労働組合の組合員の直接無記名投票により選挙された代議員の直接無記名投票による**全代議員の過半数**の支持を得なければ改正しないこと。

3 資格審査の手続き

(1) 資格審査を受けようとする労働組合は、資格審査申請書及び資料（**立証資料**といわれています。）を、労働委員会に提出してください。

(2) 労働委員会は、提出された資料及び事実調査をもとに公益委員会議において審査を行います。

- ① 労働組合法の規定に適合していると判断された労働組合には、決定書(写し)又は法人登記用の資格証明書を交付します。
- ② 労働組合法の規定に適合していないと判断された労働組合には、一定の期間を定めて補正の勧告を行い、勧告を受けた労働組合が定められた期間内に勧告に沿って補正を行った場合は、労働組合法の規定に適合するものとされます。

(3) 労働委員会が不適合と決定した場合、不当労働行為の救済を申し立てているときを除いて、その処分に不服のある労働組合は、決定書(写し)が交付された日の翌日から起算して15日以内に、不適合と決定した労働委員会を経由し、又は直接に中央労働委員会に対して、書面による再審査の申立てを行うことができます。

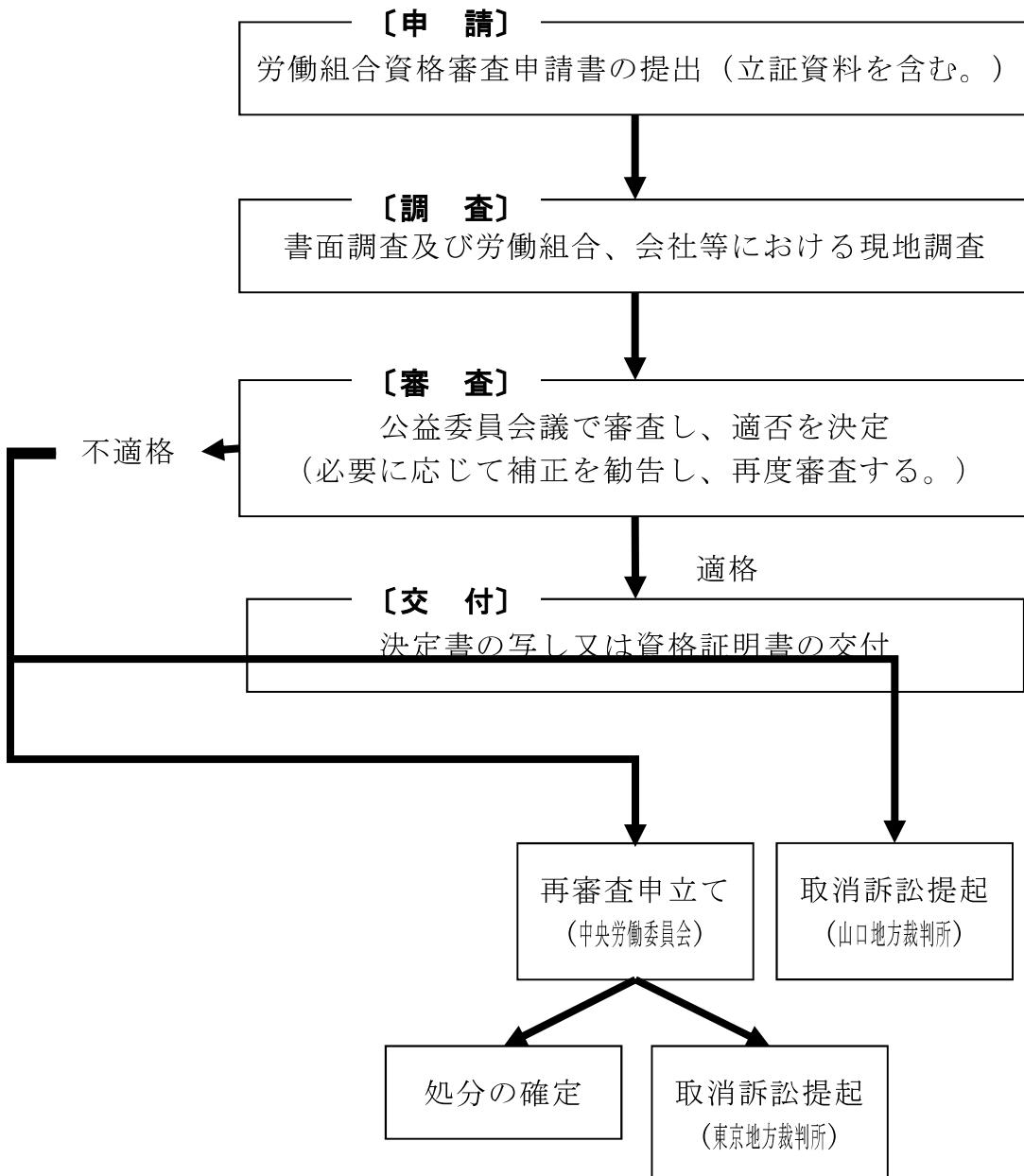
また、決定書(写し)が交付された日の翌日から起算して6箇月以内に、山口県（山口県労働委員会ではありません。）を被告とした取消訴訟を山口地方裁判所に提起することもできます。

つまり、中央労働委員会への再審査の申立て及び取消訴訟の提起の両方又はいずれか一方を選択して、手続きを行うことが可能なわけです。

ただし、中央労働委員会への再審査の申立てを行った場合、再審査の結果に不服があったときには、再審査の申立てに対する中央労働委員会の決定に関してのみ、国（中央労働委員会ではありません。）を被告とする取消訴訟を東京地方裁判所に提起することとなります。

不当労働行為の救済を申し立てているときは、不当労働行為の救済命令・決定に関する不服申立ての手続きの中で、併せて行われることとなり、資格審査結果だけを独立させて中央労働委員会に再審査を求めるることはできません。

<資格審査のながれ>



4 申請書記載例等

書式	申請者	提出部数
労働組合資格審査申請書	労働組合	1

注 1 式は日本工業規格 A列4 の用紙を使用します。

2 申請しようとする場合や記載方法に御不明な点がある場合は、労働委員会事務局まで御連絡ください。

(記載例)

労働組合資格審査申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

山口県労働委員会会長様

事務所の所在地 〇〇市〇〇町〇〇番地

労働組合名 〇〇労働組合

代表者 執行委員長 〇〇〇〇

※署名又は記名押印

連絡方法 電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

当労働組合は〇〇〇〇のために必要につき貴委員会の資格決定を得たいので、労働組合法第5条第1項の規定に基づき下記立証資料を添えて申請します。

記

- 1 組合規約及び付属規程
- 2 役員名簿(職制上の地位及び専従者を明示)
- 3 労働協約及び付属協定
- 4 大会議案書(予算案を含む。)
- 5 職制機構図(非組合員の範囲を明示)

注 その他必要と認められる立証資料があれば添付してください。